

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

号外 昭和四十五年三月二日

第六十三回 衆議院會議録 第六号

昭和四十五年三月二日(月曜日)

昭和四十五年三月二日
午後二時 本会議

○本日の會議に付した案件

人事官任命につき同意を求めるの件

宇宙開発委員会委員任命につき同意を求めるの件

件

公正取引委員会委員任命につき同意を求めるの件

件

日本銀行政策委員会委員任命につき同意を求めるの件

るの件

昭和四十四年度一般会計補正予算(第1号)

昭和四十四年度特別会計補正予算(特第1号)

地方自治法の一部を改正する法律案(地方行政

委員長提出)

地方公営企業法の一部を改正する法律案(地方

行政委員長提出)

昭和四十四年度衆議院予備金支出の件(承諾を
求めるの件)

午後四時三十五分開議

○議長(船田中君) これより會議を開きます。

人事官任命につき同意を求めるの件

宇宙開発委員会委員任命につき同意を求める
の件

公正取引委員会委員任命につき同意を求める
の件

日本銀行政策委員会委員任命につき同意を求
めるの件

○議長(船田中君) おはかりいたします。

内閣から、人事官に佐藤正典君を、宇宙開発委
員会委員に山縣昌夫君、吉識雅夫君を、公正取引
委員会委員に柿沼幸一郎君、高橋勝好君を、日本
銀行政策委員会委員に小島新一君を任命したいの
で、それぞれ本院の同意を得たいとの申し出があ
ります。

これより採決に入ります。

まず、人事官、宇宙開発委員会委員及び日本
銀行政策委員会委員の任命について申し出のと
おり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めま
す。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よって、いずれも
同意を与えるに決しました。

次に、公正取引委員会委員の任命について申し
出のとおり同意を与えるに御異議ありません
か。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつ
て、同意を与えるに決しました。

昭和四十四年度一般会計補正予算(第1号)

昭和四十四年度特別会計補正予算(特第1
号)

○加藤六月君 議案上程に関する緊急動議を提出
いたします。

すなわち、この際、昭和四十四年度一般会計補
正予算(第1号)、昭和四十四年度特別会計補正予
算(特第1号)、右両件を一括議題となし、委員長
の報告を求め、その審議を進められんことを望み
ます。

○議長(船田中君) 加藤六月君の動議に御異議あ
りませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。

昭和四十四年度一般会計補正予算(第1号)、昭
和四十四年度特別会計補正予算(特第1号)、右両
件を一括して議題といたします。

昭和四十四年度一般会計補正予算(第1号)

右

国会に提出する。

昭和四十五年二月十四日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

昭和四十四年度一般会計補正予算

第1条 既定の昭和44年度歳入歳出予算総額を下記のとおり補正し、「甲号歳入歳出予算補正」に掲げるとおりとする。

区分	昭和44年度成立予算額(千円)	補正			改昭和44年度予算額(千円)
		追加額(千円)	修正減少額(千円)	差引額(千円)	
歳入	6,739,574,143	264,804,067	△ 73,524,000	191,280,067	6,930,854,210
歳出	6,739,574,143	247,974,555	△ 56,694,488	191,280,067	6,930,854,210

第2条 「財政法」第14条の3の規定により翌年度に繰り越して使用することができざる経費の追加は、「丙号繰越明許費補正」に掲げるとおりとする。

第3条 「財政法」第28条の規定により、「歳入予算補正明細書」、各省各庁の「予定経費補正要求書」及び「繰越明許費補正要求書」は、別に添附する。

第4条 昭和44年度一般会計予算総則第6条第1項に定める昭和44年度において公債を発行することができざる限度額「490,000,000千円」を「450,000,000千円」に改める。

甲号歳入歳出予算補正
歳入

主管省	部	款	項	補正			額	
				追加額(千円)	修正減少額(千円)	差引額(千円)	差引額(千円)	額(千円)
法務省	雑収入	諸収入	懲罰及没収金	2,365,169	0	2,365,169	2,365,169	2,365,169
				2,365,169	0	2,365,169	2,365,169	2,365,169
				230,390,000	△ 25,186,000	205,204,000	205,204,000	205,204,000
				228,135,000	△ 25,186,000	202,949,000	202,949,000	202,949,000
				94,304,000	0	94,304,000	94,304,000	94,304,000
大蔵省	租税及印紙収入	租税	所得税	117,015,000	0	117,015,000	117,015,000	117,015,000
			酒税	0	△ 19,180,000	△ 19,180,000	△ 19,180,000	19,180,000
			物品税	0	△ 6,006,000	△ 6,006,000	△ 6,006,000	6,006,000
			有価証券取引税	8,468,000	0	8,468,000	8,468,000	8,468,000

[illegible]

歳 出

所 管	組 織	項 目	補 正			差 引	額(千円)
			追 加	修 正	減 少		
額(千円)	額(千円)	額(千円)	額(千円)	額(千円)	額(千円)	額(千円)	額(千円)
国 会	衆 議 院	衆 議 院 施 設 費	391,063	△	13,597	△	377,466
		衆 議 院 計	0	△	14,806	△	14,806
		参 議 院 計	391,063	△	28,403	△	362,660
		参 議 院 施 設 費	231,077	△	15,298	△	215,778
		参 議 院 計	0	△	8,061	△	8,061
	国 立 国 会 図 書 館	国 立 国 会 図 書 館 施 設 費	231,077	△	23,360	△	207,717
		国 立 国 会 図 書 館 計	54,590	△	12,866	△	41,724
		計	0	△	235	△	235
	裁 判 官 訴 追 委 員 会	裁 判 官 訴 追 委 員 会 所	54,590	△	13,101	△	41,489
	裁 判 官 弾 劾 裁 判 所	裁 判 官 弾 劾 裁 判 所	0	△	107	△	107
	裁 判 官 所 管 補 正 額 合 計		0	△	69	△	69
			676,730	△	65,040	△	611,690
裁 判 所	裁 判 所	最 高 裁 判 所 所 費	276,814	△	21,370	△	254,444
		下 級 裁 判 所 施 設 費	1,253,412	△	7,510	△	1,245,902
		裁 判 所 計	0	△	17,200	△	17,200
		計	0	△	171,721	△	171,721
	検 察 官 所 管 補 正 額 合 計		1,529,226	△	217,801	△	1,311,425
			46,144	△	188	△	45,956
			1,575,370	△	217,989	△	1,357,381
会 計 検 査 院	会 計 検 査 院	会 計 検 査 院 所 費	57,816	△	5,442	△	52,374
内 閣	内 閣 官 房	内 閣 官 房 所 費	13,931	△	48,363	△	34,432

[illegible]

官 内 行	政 管 理	庁 庁	官 内 行	政 管 理	庁 庁				
北 海 道 開 発 庁	行 政 管 理	庁 庁	国連アジア統計研修協力費		69,854	△	941	68,913	
			計		194,635	△	8,183	186,452	
			北海道開発計画面費		0	△	16,003	16,003	△
			北海道開発事業指導監督費		194,635	△	24,186	170,449	
			北海道治水事業工事諸費		149,738	△	5,703	144,035	
			北海道道路事業工事諸費		0	△	6,980	6,980	△
			北海道漁港施設費		0	△	13,396	13,396	△
			北海道空港整備事業費		60,857	△	5,657	55,200	
			北海道港湾空港整備事業工事諸費		292,900	△	19,000	243,900	
			北海道土地改良事業費		0	△	195	195	△
			北海道農用地開発事業費		0	△	76	76	△
			北海道土地改良事業費		92,507	△	5,407	87,100	
			北海道農用地改良事業費		0	△	2,273	2,273	△
			北海道土地改良事業等工事諸費		0	△	3,597	3,597	△
			北海道災害復旧事業工事諸費		81,243	△	6,853	74,390	
防 衛 本 庁	行 政 管 理	庁 庁	計		9,121	△	0	9,121	
			防衛本庁購入費		656,364	△	69,147	587,217	
			防衛車両等整備費		13,178,770	△	792,727	12,386,043	
			防衛施設整備費		0	△	530,881	530,881	△
			防衛用品等整備諸費		0	△	235,418	235,418	△
			施設整備等附帯事務費		0	△	474,810	474,810	△
			研究開発費		0	△	23,566	23,566	△
			計		0	△	57,777	57,777	△
			防衛施設庁費		13,178,770	△	2,115,179	11,063,591	
			防衛施設管理事務費		65,705	△	8,589	57,116	
			調達業務管理事務費		57,125	△	2,401	54,724	
			施設運営等関連諸費		0	△	44,762	44,762	△
			計		122,830	△	55,752	67,078	

経 済 企 画 庁	経 済 企 画 庁 費	△	2,380
国 土 調 査 費	0	△	40,299
豪雪地带対策特別事業費	0	△	3,125
地域開発計画調査費	0	△	2,650
経 済 研 究 所	0	△	4,450
計	18,986	△	52,904
科 学 技 術 庁	23,944	△	9,006
科 学 技 術 振 興 費	0	△	74,468
特別研究促進調整費	0	△	36,750
海洋開発調査研究費	0	△	2,826
原子力平和利用研究促進費	0	△	185,129
国立機関原子力試験研究費	0	△	14,426
放射能調査研究費	0	△	4,461
科学技術庁試験研究所	27,824	△	46,393
計	51,768	△	1,364
総 理 府 所 管 補 正 額 合 計	15,648,844	△	10,878,282
法 務 省	387,996	△	352,484
法 務 本 省 費	7,305	△	5,692
外国人登録事務費	0	△	197,076
計	385,301	△	161,100
法 務 総 合 研 究 所	4,357	△	3,833
法務総合研究所 国境犯罪防止プロジェクト地域研修 協力費	0	△	3,537
計	4,357	△	296
法 務 局	468,186	△	457,993
法 務 記 諸 費	0	△	22,178
計	468,186	△	480,171

検 察 官 署 費	検 察 官 署	検 査 官 署	検 査 官 署 費	△	△	△	△
687,885	△	4,853	688,132	△	△	△	△
0	△	20,476	20,476	△	△	△	△
687,985	△	25,329	662,656	△	△	△	△
8,629	△	515	8,114	△	△	△	△
748,281	△	9,039	739,242	△	△	△	△
0	△	191,054	191,054	△	△	△	△
143,630	△	2,761	140,869	△	△	△	△
0	△	67,890	67,890	△	△	△	△
62,014	△	1,831	60,183	△	△	△	△
0	△	12,815	12,815	△	△	△	△
2,922	△	94	2,828	△	△	△	△
0	△	2,361	2,361	△	△	△	△
965,476	△	288,360	677,116	△	△	△	△
64,497	△	1,499	62,998	△	△	△	△
0	△	10,387	10,387	△	△	△	△
64,497	△	11,886	52,611	△	△	△	△
69,280	△	3,536	65,744	△	△	△	△
0	△	3,614	3,614	△	△	△	△
69,280	△	7,150	62,130	△	△	△	△
0	△	56	56	△	△	△	△
103,767	△	28,588	75,199	△	△	△	△
2,758,349	△	631,982	2,126,367	△	△	△	△
90,566	△	120,705	30,139	△	△	△	△
0	△	242,642	242,642	△	△	△	△
0	△	62,946	62,946	△	△	△	△
0	△	53,006	53,006	△	△	△	△
90,566	△	479,299	388,733	△	△	△	△

昭和四十五年三月二日 衆議院會議録第六号 昭和四十四年度一般会計補正予算(第1号)外一件

文 部 本 省 所 轄 機 関	育英事業費	26,218	△	7,249	△	18,969
	南極地域観測事業費	0	△	13,042	△	13,042
	社会教育助成費	0	△	29,762	△	29,762
	体育施設興備費	9,554	△	22,449	△	12,895
	体育施設整備費	0	△	439	△	439
	学校給食費	0	△	194,699	△	194,699
	私立学校助成費	1,601	△	204,175	△	202,574
	私立学校運営費	4,376,698	△	2,013,848	△	2,362,850
	国立学校施設費	0	△	3,559,323	△	3,559,323
	計	20,453,798	△	7,164,978	△	13,288,820
	日本ユネスコ国内委員会	2,683	△	3,088	△	405
	文部本省所轄研究所	18,075	△	9,749	△	8,326
	国立社会教育研究所	0	△	336	△	336
	国立本学士の施設	0	△	9,269	△	9,269
	国立青年の家施設費	12,316	△	5,145	△	7,171
	国立青年の家施設費	0	△	491	△	491
	計	33,074	△	28,078	△	4,996
文 化 庁	文化振興費	12,567	△	10,059	△	2,508
	文化財保存事業費	0	△	11,521	△	11,521
	国立博物館施設費	0	△	12,900	△	12,900
	国立博物館施設費	7,766	△	2,265	△	5,501
	国立博物館施設費	0	△	42	△	42
	国立博物館施設費	0	△	4,540	△	4,540
	国立博物館施設費	0	△	2,922	△	602
	文化庁研究施設	3,524	△	11,251	△	11,251
	文化庁研究施設	0	△	55,500	△	31,643
	計	23,857	△	7,248,556	△	13,262,173
	文部省所管補正額合計	20,510,729	△			

厚 生 省	厚 生 本 省	厚 生 公 園 等 管 理 費	厚 生 公 園 等 施 設 整 備 費	厚 生 統 計 調 查 費	科 學 研 究 費	保 健 衛 生 諸 費	給 核 醫 療 費	原 爆 障 害 對 策 費	精 神 衛 生 費	國 立 病 院 及 療 養 所 經 營 費	國 立 病 院 及 療 養 所 施 設 費	生 活 保 護 費	身 體 障 害 者 保 護 費	老 人 福 祉 費	婦 人 福 祉 保 護 費	社 會 福 祉 施 設 整 備 費	災 害 救 助 費	兒 童 保 護 費	特 別 兒 童 扶 養 手 當 費	母 子 福 祉 費	兒 童 扶 養 手 當 費	社 會 保 險 國 庫 負 担 金	國 民 健 康 保 險 助 成 費	國 民 年 金 國 庫 負 担 金	道 族 及 留 守 家 族 等 援 護 費	厚 生 本 省 試 驗 研 究 所	厚 生 本 省 試 驗 研 究 機 關
		144,515	△	447,179	△	302,664																					
		0	△	4,287	△	4,287																					
		0	△	271	△	271																					
		14,812	△	13,757	△	1,055																					
		0	△	6,677	△	6,677																					
		356,859	△	248,510	△	108,349																					
		0	△	689	△	689																					
		0	△	1,061	△	1,061																					
		452,397	△	2,621	△	449,776																					
		1,302,670	△	61,453	△	1,241,217																					
		0	△	17,725	△	17,725																					
		552,514	△	15,506	△	537,008																					
		59,951	△	1,543	△	58,408																					
		380,413	△	19,368	△	371,045																					
		16,788	△	1,589	△	15,199																					
		9,599	△	6,242	△	3,357																					
		0	△	540	△	540																					
		0	△	149	△	149																					
		3,437,768	△	17,651	△	3,420,117																					
		752	△	20,142	△	19,390																					
		0	△	42,942	△	42,942																					
		7,024	△	350,589	△	343,565																					
		356,374	△	78,330	△	278,044																					
		24,156,526	△	12,901	△	24,143,625																					
		2,130,708	△	37,858	△	2,092,850																					
		0	△	5,075	△	5,075																					
		33,389,670	△	1,414,655	△	31,975,015																					
		55,537	△	16,127	△	39,410																					

昭和四十五年三月二日 衆議院會議録第六号 昭和四十四年度一般会計補正予算(第1号)外一件

所屬機関	検査費	検定費
国立防疫所	55,587	4,390
国立防疫所	24,008	35,020
国立防疫所	132,129	20,413
計	0	129,730
国立更生医療機関	182,129	134
地方医師会事務所	16,319	129,596
地方医師会事務所	4,838	11,442
厚生省管轄補正額合計	0	4,176
計	33,622,496	32,173,589
農林省	278,056	196,740
卸売市場施設整備費	0	60,425
農林金融融資費	0	2,282,376
農業保険調査費	2,469,384	2,454,418
農林漁業統計調査費	0	60,602
農林振興費	148,701	45,859
へき地農山村電気導入事業費	0	484
農業構造改善対策費	0	56,388
農業改良普及事業補助費	430,095	361,871
開拓者助成費	0	110,458
自作農創設維持助成費	24,457	23,301
畜産振興費	4,632,000	4,311,644
家畜伝染病予防費補助	0	211,000
飼料需給安定費	0	3,100,000
蚕糸園芸振興費	64,615	9,951
国産大豆等保護対策費	0	230,110
糖価安定対策費	0	502,928

昭和四十五年三月二日 衆議院會議録第六号 昭和四十四年度一般会計補正予算(第1号)外二件

農林省所管補正額合計	漁業調査取締費	7,984	△	50,407	△	42,423
	水産業振興費	96,162	△	185,627	△	89,465
	漁港整備事業指導監督費	0	△	267	△	267
	水産庁試験研究所	37,532	△	7,310		30,222
	真珠検査所	0	△	169	△	169
	水産大学校	8,492	△	5,952		2,540
	北海道さけ・ますふ化場	4,293	△	2,930		1,363
	計	179,075	△	263,989	△	84,914
		67,162,706	△	9,339,459		57,823,247
通商産業省	通商産業本省	225,070	△	36,772		188,298
	商工鉱業統計調査費	0	△	2,835	△	2,835
	貿易振興及経済協力費	0	△	304,017	△	304,017
	生産性向上対策費	0	△	2,889	△	2,889
	民間中型輸送機振興開発費	0	△	325	△	325
	繊維工業構造改善対策費	0	△	133,541	△	133,541
	地下資源開発費	0	△	2,195	△	2,195
	計	225,070	△	482,574	△	257,504
	通商産業本省検査機関	25,965	△	2,772		23,183
	工業技術院	9,006	△	4,833		4,173
	鉱工業技術振興費	0	△	116,248	△	116,248
	大型工業技術研究開発費	0	△	57,929	△	57,929
	工業技術院試験研究所	159,723	△	49,272		110,451
特許中小企業対策費	計	168,729	△	228,282	△	59,553
	特許中小企業	85,235	△	289,629	△	204,394
	中小企業	4,204	△	260		3,944
	中小企業	20,997	△	119,469	△	98,472
	計	25,201	△	119,729	△	94,528

[illegible]

計		△		△		△	
運輸省所管補正額合計		1,382,083		1,576,101		194,018	
郵政省	郵政本省	40,472	△	1,215	△	39,257	
	電波監理費	0	△	43,368	△	43,368	
	電波研究計	40,472	△	44,583	△	4,111	
	電波研究所	12,696	△	10,112		2,584	
	電波研究所	58,133	△	8,705		49,428	
	地方電波研究所	111,301	△	63,400		47,901	
	郵政省所管補正額合計						
	郵政本省	87,798	△	42,261		45,537	
	失業統計調査費	0	△	1,609	△	1,609	
	失業対策事業費	0	△	9,911	△	9,911	
労働省	失業保険費負担金	0	△	1,577,780	△	1,577,780	
	職業訓練施設費	82,715	△	3,541,779	△	3,541,779	
	職業訓練所施設費	0	△	5,446	△	77,269	
	計	170,513	△	5,178,793	△	5,008,280	
	労働本省研究費	0	△	918	△	918	
	中央労働委員会	0	△	1,378	△	1,378	
	公共企業体等労働委員会	0	△	674	△	674	
	労働保護官署	230,733	△	13,459		217,274	
	労働統計調査費	0	△	401	△	401	
	計	230,733	△	13,860		216,873	
建設省	職業安定官署	507,130	△	26,272		480,858	
	職業安定官署	908,376	△	5,221,895	△	4,313,519	
	建設本省	140,703	△	16,875		123,828	
	建設本省						

[illegible]

丙号 繰越明許費 補正				
所	管	組	織	事 項
農 林 省	農 林 省	本 省	(項) 稲作転換対策費のうち 米生産調整特別対策事業 費補助金	

昭四十四年度農林省関係繰出金(並減一)の
右
国会に提出する。
昭和四十五年二月十四日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

昭和44年度特別会計補正予算

第1条 次に掲げる各特別会計の昭和44年度歳入歳出予算補正は、「甲号歳入歳出予算補正」に掲げるとおりとする。

大蔵省及び自治省所管 交付税及び社会保障配付金
文部省所管 国立生員立民校
厚生省所管 国厚船国食糧
農林省所管 農林省食糧

第2条 「財政法」第28条及び各特別会計法の規定により、各特別会計の「歳入歳出予算補正予定計算書」は、別に添附する。

甲号 歳入歳出予算補正

所 管	特 別 会 計	款	項	補 正		差 引 額(千円)
				追 加 額(千円)	修 正 減 少 額(千円)	
大蔵省及び自治省	歳 入	他 会 計 よ り 受 入	一般会計より受入 地方交付税交付金	99,484,480	0	99,484,480
				99,484,480	0	99,484,480
文 部 省	歳 出	他 会 計 よ り 受 入		99,484,480	0	99,484,480
				4,376,698	△ 5,573,171	△ 1,196,473

[illegible]

[illegible]

歳 出	他 会 計 よ り 受 入	一 般 会 計 よ り 受 入	573,387	0	573,387
	他 勘 定 よ り 受 入	調 整 勘 定 よ り 受 入	573,387 27,148,071	0	573,387 27,148,071
	雑 収 入	雑 収 入	1,964,817 1,964,817	0	1,964,817 1,964,817
	歳 入 補 正 額	国 内 米 管 理 費 返 還 金 等 他 勘 定 へ 繰 入 予 備 費	70,556,382 31,354,683 0	0 211,156 0	70,556,382 211,156 31,354,683
歳 入	歳 出 補 正 額		31,354,683	△ 10,071,718	21,071,809
	他 会 計 よ り 受 入	一 般 会 計 よ り 受 入	56,000,000 56,000,000	0	56,000,000 56,000,000
	他 勘 定 よ り 受 入	他 勘 定 よ り 受 入	30,342,538 30,342,538	△ 4,331,579 △ 4,331,579	26,010,959 26,010,959
	食 糧 証 券 及 借 入 金 収 入	食 糧 証 券 及 借 入 金 収 入	0	△ 94,953,660	△ 94,953,660
歳 入	歳 入 補 正 額	国 債 整 理 基 金 特 別 会 計 へ 繰 入 食 糧 買 入 費 等 財 源 他 勘 定 へ 繰 入	86,342,538 7,444,762	△ 98,285,239 0	△ 12,942,701 7,444,762
	歳 出 補 正 額		27,148,071	△ 64,176,817	37,028,746
			34,592,833	△ 64,176,817	29,583,984

昭和四十五年三月二日 衆議院會議録第六号 昭和四十四年度一般会計補正予算(第一号)外一件

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。予算委員長中野四郎君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔中野四郎君登壇〕

○中野四郎君 ただいま議題となりました昭和四十四年度一般会計補正予算(第一号)、及び昭和四十四年度特別会計補正予算(特第一号)の二案につきまして、予算委員会における審議の経過及び結果を御報告申し上げます。

この補正予算二案は、去る二月十四日に予算委員会に付託され、二十日に提案理由の説明があり、二月二十八日と本三月二日の二日間質疑を行ない、本日質疑終了後、討論、採決をいたしましたものであります。

まず、補正予算の概要を簡単に申し上げます。

一般会計は、歳入歳出ともそれぞれ千九百十三億円を追加するものでありまして、歳入におきましては、租税の自然増収等、総額二千三百十三億円を追加するとともに、公債金四百億円を減額することとし、歳出におきましては、公務員給与改善等の経費五百六十七億円、食糧管理特別会計への繰り入れ五百六十億円、地方交付税九百九十五億円等、総額二千四百八十億円を追加するとともに、予備費を含む既定経費を五百六十七億円減額することとしたしております。

また、特別会計におきましては、一般会計予算の補正に関連して、交付税及び譲与税配付金は六特別会計に所要の補正を講ずることとしたしております。

次に、質疑について申し上げます。

まず、最近の著しい物価上昇につきましては、「本年一月の全国消費者物価指数は、前年同月比七・八%の上昇であり、このままでは、本年度の上昇率は、先ごろの改訂見込みをさらに大幅に上回り、六%をこえると思われるが、その原因は何か、対策はどうか。また、このような状況で、来

年度は見通しどおり四・八%を押えることができるか」という趣旨の質疑があり、これに対し、政府から、「最近の消費者物価の著しい上昇は、生鮮食料品の値上がり、ことに異常乾燥による野菜の高騰が大きく影響したためであつて、これに對しては、野菜の輸入、出荷奨励をするなど、対策に努力している。来年度においては、金融引き締めに加え、中立警戒型の予算により総需要の抑制をはかり、公共料金をもつとめて抑制するから、野菜等の異常な値上りがない限り、見通しの四・八%に押えるつもりである」という趣旨の答弁がありました。

次に、今後の税制につきまして、「わが国の社会交際費は、昭和四十三年度に七千七百億円に達しているのに、その二・一%しか課税対象となっていない。諸外国の交際費課税強化の状況に照らし、課税のあり方を根本的に考え直すべきではないか。さらに、妻に対する贈与は、現在二十五年以上結婚している者に二百万円まで非課税としているが、これを結婚十五年、非課税限度五百万円として、妻の座を守る税制を確立すべきではないか。准看護学院の学生についても勤労学生控除を認めるべきではないか。勤労未成年者の所得については免税とすべきではないか。なお、従来非課税限度を示すのに五人家族以下となっているが、最近の統計によれば一世帯四人以下となっているから、実情に合わせて四人家族を標準とすべきではないか」という趣旨の質疑があり、これに対し、政府から、「交際費課税については税制調査会に諮問し、答申を待つて検討したい。妻に対する贈与税については、年限短縮は同感だが、金額限度は相親税との関連で検討を要すると思う。これも税制調査会の答申を待つて処理したい。准看護学院の学生の勤労学生控除については、関係各省で協議して、その実現につとめたい。勤労未成年者の免税については、むしろ一般の課税最低限の引き上げにより対処するのが適当と思ひ、なお検討したい。なお、いわゆる標準世帯については、実

情に合うよう今後検討する」という趣旨の答弁がありました。

次に、加工原料乳不足払いに関する畜産事業交付金については、「今次の補正予算に交付金を二十五億円追加した理由は何か。四十五年年度においても同様な追加要因が生ずると思われるが、それでは総合予算主義は守られないではないか。なお、四十四年度における生乳の生産は、当初計画分を上回ると思われるが、超過分は不足払いの対象となるか」という趣旨の質疑があり、これに對して、政府から、「交付金の追加は、四十三年度における予想外の生乳生産の増加と、輸入差益の減少とにより生じた事業団の財源不足を補足するもので、やむを得なかつたものである。四十五年度において不足を生じたならば、予備費の使用等により対処することとし、総合予算主義は守りたい。なお、四十四年度において計画限度超過が生じたときの処理は、その段階でできたい」という趣旨の答弁がありました。

質疑は、このほかに、繊維製品対米輸出税制問題に對する態度、特定政党または特定宗教団体の言論・出版の自由妨害問題に對する所見、銚子沖に投棄されたイペリット毒ガスかんによる被害及びその掃海対策、最近の血漿中毒事件の対策、教員養成政策の確立及び「教師の船」の構想、大学制度のあり方及び国際大学の誘致、その他国政の各般にわたり、きわめて熱心に行なわれ、政府から、それぞれ答弁がありました。その詳細は会議録により御承知願ひたいと存じます。

本日、質疑終了後、補正予算二案を一括して討論に付しましたところ、政府原案に對し、日本社会党は反対、自由民主党は賛成、公明党、民社党及び日本共産党は、それぞれ反対の討論を行ない、採決の結果、補正予算二案は多数をもって政府原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 両件につき討論の通告があります。順次これを許します。西宮弘君。

〔西宮弘君登壇〕

○西宮弘君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま議題になっております昭和四十四年度の追加補正予算に對しまして、反対討論を行なうといたすものであります。

反対の第一の理由は、政府の言行不一致にあります。

すなわち、昭和四十四年度の予算編成にあたりましては、あくまでも総合予算主義を主張し、年度内に追加補正は一切行なわないことを言明してまいりました。私どもは、それが経済の変動、国民生活の実態を無視したものとして、その不合理を強く指摘をいたしました。ところが、政府は、これを強行する姿勢を変えなかつたのであります。しかるに、いまここに増額補正案の提出を見て、その態度の豹変にあ然たらざるを得ないのであります。

実は、この総合予算主義を唱へ出したのは、昭和四十三年からであります。この年も年度内に増額補正が行なわれまして、総合予算主義はあえなくついでに去つたのであります。振り返つてみると、昭和四十二年の秋ごろから、政府は、財政硬直化の一大キャンペーンを展開いたしました。その打開の急を訴えたのであります。しかし結局、その宣伝のねらいは、減税の実施、公務員給与の改定あるいは米価の引き上げ、その他各般の民生安定施策のための財政需要を牽制するための謀略にすぎなかつたことが明らかにされたのであります。つまり、年度間には膨大な税の自然増収があるのであります。予算編成時に對して、しいてこれを過小に見積り、財政需要を抑えるために、この総合予算主義なるものを極力利用してまいつたのであります。

しかし、これらは初年度においてすでに馬脚をあらわし、第二年度の昭和四十四年度は、また同じ轍を踏んだのであります。来たるべき

昭和四十五年度も完全に同様なコースをたどるであらうことは、火を見るよりも明らかであります。

反対する第二の理由は、この自然増収によって得られた金の使い方が当を得ないからであります。

今回は千九百六十八億の自然増が見込まれておるのであります。税の自然増とは、要するに税の取り過ぎであります。年度間の税収を正確に予測をし、それによって税を賦課する率を決定すべきであるにもかかわらず、必要以上に高い税率で課税をする結果、このような事態を招いたのであります。取り過ぎた税金は、当然に国民に還元すべき性質のものであります。総合予算主義をたてまえる限り、それは当然に課せらるべき措置であります。

しかし、もしもそれを行わないといいたしますならば、少なくともこの自然増収分は、国債の減額に充てらるべきであります。これは国債発行当初からのきびしい条件であつたはずであります。

しかるに、今回二千億近い自然増があるにもかかわらず、それに振り向けられるのは、わずかに四百億しかないであります。前年度の昭和四十三年度には、ほぼ同額の自然増収の中から一千六百二十三億を国債の減額に充たしたことを思えば、今回はきわめて少額であり、したがって、財政規模の縮小による景気刺激抑制などの考えが全く見られないことは、きわめて遺憾なことであります。

反対する第三の理由は、今回の補正は財政法二十九条に違反するおそれがきわめて濃厚だからであります。

すなわち、財政法は補正予算の作成、提出を予算編成後における緊要な事態に限ることを条件としておりあります。しかるに、今回の補正の中には何らの緊急性も認められず、しかも、元来は昭和四十五年度予算に計上すべきものを便宜本年度

予算に計上し、四十五年度の負担を軽減するためと見られるものが数項目含まれているのであります。それでは財政法の趣旨を完全に没却するだけではないに、国の財政状況を不明確にするおそれが多分にあります。なぜならば、このような方法で四十四年度に盛り込まれた分は、実質的には四十五年度の分でありますので、これを四十五年度の予算に合算をしてその財政規模を論ずるのでなければ、判断を誤るおそれが多分にあるのであります。

ちなみに、四十五年度予算においては、地方交付税交付金の一部を国が借用する措置を講じておりますが、これは当然四十六年度以降において返済すべき財政負担をしようとしたことになり、ますます財政を複雑にし、その不健全さを加えておるのであります。

以上は、今回の補正予算に賛成し得ない理由であります。かのごとき不合理な補正を行なわざるを得なかつたのは、もともと当初予算の不当性から出発したことは申すまでもありません。

わが党は、昨年の予算審議に際しまして、組みかえ動議を提出をいたしまして、強く政府の反省を求めたのであります。これが全く顧みられなかつたところに根本の原因があるのであります。

かつて、池田内閣の高度成長政策をきびしく批判をし、安定成長を唱えた福田氏が、その後、両度にわたり佐藤内閣に蔵相として入閣をされまするや、一面、税制面から資本蓄積を補強すると同時に、他面、産業基盤整備のための公共投資に毎年巨額の財政支出を振り向け、一貫して経済の成長を追い続けてまいりました。それがため次第にインフレ傾向を強め、いまやまさに本格的インフレの様相が日増しに濃くなつてまいりましたのであります。

わが党は、昨年の予算審議に際しまして、物価の安定を第一義の必須要件として、組みかえ動議を行なつたのであります。いささかの未練も

なしに、にべもなく舞り去られてしまつたことは、返す返すも残念なことであります。(拍手)

しかも、今回の補正において、これらをチェックする何らの措置が講ぜられないことを重ねて強く指摘をしなければなりません。

今回の補正予算には、米の減産や農地取りつぶしのための経費が計上されておりますが、これは農村破壊、農業破壊以外の何ものでもなく、農民への無慈悲な手切れ金であります。いま日本の農業にとつて必要なことは、米をはじめ、牛乳にしても、野菜にしても、その生産コストを引き下げることであります。

たとえば、国の責任において、全面的な土地改良を実施をいたしますならば、米の生産費を引き下げるとともに、田畑輪換が可能となり、酪農、野菜等の農業を育成することが十分にできるものであります。同時に、何らの摩擦なしに米の生産量はひとりでに減少してまいります。需要のない商品については困難なことではあります。たんに白質食品あるいはビタミン食品には、きわめて旺盛な需要があるのでありますから、そのコストダウンをはかりさえすれば、日本の農業には洋々たる前途があり、しかも、価格の引き下げは、まさに国民的課題であります。たとえ一時的には財政支出を伴つても、それが物価引き下げに大きく役立つならば、思い切つて断行すべきであります。

私は、今回の補正予算に見るような、うしろ向きな農業破壊政策には、強い憤りをもって反対しないわけにはまいりません。

次は、地方交付税交付金であります。年度をまたがつての借りたり返したりが、財政の実態を不明確にすることは、前述したとおりであります。さらに見のがすことのできないのは、繰り上げ返済分について、土地基金への組み込みを行なわね、要するに、ひもつき財源としようとしておる点であります。自主財源たる交付税交付金の使途を制約するごときは、絶対に許し得ないところであります。

次に、給与改善費の五百六十六億であります。これはもとより公務員のベースアップのためのものであります。が、本年もまた人事院勧告は無視されたのでありまして、その責任はきわめて重大だと考えます。今日の人事院制度のもとにおいて、勧告の完全実施は政府の最低限の義務であります。しかも、巨額の自然増収が見込まれる中で、足切りが実施をされるというよりなこと、何としても納得できないところであります。

次には、医療診療報酬の改正に伴う義務的経費は計上されておるものの、国民健康保険事務費補助金をはじめ、地方団体の深刻な悩みであります。ところの超過負担の解消には、何らの配慮もなされておらないのであります。物価高の中で生活苦にあえぐ生活保護家庭に対しては一片の思いやりも見られないことは、全く残酷と評するほかはありません。

この補正予算は、一面、国の当然の義務費さえ計上せず、その反面、物価抑制をねらいとする財政規模縮小にも全然何の配慮も行なわれず、しかも地方交付税交付金に見るように、財政の年度間の区別も混乱させているのであります。

このことは、一九七〇年代の財政が、何らの歯どめのない膨張政策に向かう契機となることを暗示するものでありまして、全く危険な方向を差し示しているのであります。

私は、以上の理由のもとに、この補正予算には強く反対するものであります。(拍手)

○議長(船田中君) 中野明君。

〔中野明君登壇〕

○中野明君 私は、公明党を代表いたしまして、政府提案の昭和四十四年度補正予算案について反対の討論を行ないます。

政府は、四十三年度予算編成以来総合予算主義を標榜し、年度間において追加補正をしないことを強く主張してまいりました。

ところが、同年度においてすでにこの原則は破られ、続いて本年度も追加補正をしなければなら

昭和四十五年三月二日 衆議院會議録第六号 昭和四十四年度一般會計補正予算(第一号)外一件

なくなり、政府のかけ声にもかかわらず、この原則は貫き通すことはできず、あえなく挫折するに至ったのであります。

元来、予算は、あらかじめ見込み得るすべての経費を、これを支弁する財源と対照して、各費目の相互バランスをはかつて計上するものであります。もし年度途中情勢に変化を生じ、当初予見し得なかつた経費の必要を生じ、当初予算の枠内で処理し得ない場合、追加補正を講ずることは、けだし当然の措置であり、法律もまたこれを認めておるところであります。

しかるに、政府は、毎回予算編成方針において、総合予算主義の原則を堅持するとうたい、これに固執し、われわれ国民を惑わしているのではありません。この真意は、生産者米価や公務員給与を押えることをねらっているものと解せざるを得ないのであります。したがって、かかる意図のもとに打ち立てられた総合予算主義の原則は、不当なものといわなければなりません。本補正予算は、政府の固執する総合予算主義が完全に破綻したことを示すもので、政策の失敗をすりかえるための補正予算であるといふべきであります。

以下、内容について、反対の理由を述べたいと思います。

その反対の理由の第一は、昭和四十四年度補正二案は、財政法二十九条が規定している補正予算編成の要件を満たしていないことを指摘しなければなりません。

その一つは、補正予算に計上されている地方交付税交付金三百八十億円の減額修正の措置であります。この三百八十億円の減額は、政府がいかにうに強弁しようとも、その実態は、四十五年度に国が地方から借り入れる三百十億円の見返りの措置であることは、あまりにもはつきりしているものであります。したがって、この補正は、四十四年度の補正であるよりも、四十五年度予算編成の段階で、与党や圧力団体等による財源食い荒らしのしわ寄せの補正であり、しりぬぐいのための

補正であるといわなければなりません。しかりとすれば、この補正予算は、目下予算委員会において審議中の四十五年度予算の先食いの性格の補正であります。このように見る場合、この補正予算の真の性格は、財政法に違反する補正であると疑わざるを得ません。法律違反の内容を持った補正に賛成できないことは言うをまたないところであります。

財政法違反の疑いを持つその第二は、この補正に計上された米の生産調整特別対策事業費二十億円についてであります。政府の説明によりますと、四十五年度からの米の生産調整対策の実施を円滑に行なうために、都道府県が四十四年度においてあらかじめ実施するための事業補助金としておりますけれども、この費目には翌年度に繰り越して使える繰り越し明許をつけております。補正予算の提出を認めては、財政法には、緊急性が要件となつてゐることは、政府も、よくお忘れではないと思ひます。補正予算提出のときからすでに翌年度に繰り越して使うことを予定している費目が、どうして緊急性があると言ふのでしょうか。したがって、こうした財政法を無視した経費を計上している本補正に反対するものであります。

反対理由の第二は、公務員給与の改善であります。

このたびの措置は、例によつて、またもや人事院勧告の完全実施を怠り、公務員の生活や要求を無視している態度は、明らかに国家公務員法違反の行為であつて、絶対に許すことはできません。特に、本年度は経済の好況を反映して、民間給与が一六ないし一七%も上昇しているのから、人事院の勧告一〇・二%アップそれ自体、必ずしも十分なものと言ふことはできません。にもかかわらず、それすらもカットするに至つては、多数の公務員の雇用者であるとは言えないのではないのでしょうか。

元来、人事院の給与勧告は、公務員の労働基本権制の代償として設けられたものであつて、勧

告の完全実施は政府の法律的義務なのであります。しかるに、政府は口を開けば、賃金の上昇は物価の騰貴をもたらすと宣伝しておられるが、物価が上がるから賃金のアップを要求せざるを得ないのが実情であります。また、公務員のベースアップは、民間賃金の上昇に刺激を与え、それが、事実はその逆でありまして、給与の勧告は常に民間給与の水準に追いつかせる趣旨のもので行なうものであります。私はこの意味から、あくまで人事院勧告の完全実施をすべきであると主張するものであります。

反対理由の第三は、政府の税収見積り過小の責任を見のがすわけにはいかないからであります。

わが党は、四十四年度当初予算審議の際、政府の租税収入予算は、最大限の安全度を見ても、一千億円の税の過小見積りがあることを強く指摘し、適当な税収見積りにも改むべきことを内容とした組みかえ予算を提案したのであります。

当時、政府は、租税収入の見積りも適正であると強弁していたのであります。この補正の財源に一千九百六十八億円の租税の増収分を計上しているではありませんか。当初予算で意識的に過小な見積りをしたことによつて、国民の要望である四十四年度の減税を少なく押えたばかりでなく、財源配分の適正を欠くに至つた政府の責任は、まことに重大であるといわなければなりません。

さらに、年度途中で行なわれた公務員給与の改善も、尊重を口にしたがら不完全実施するなど、法制を無視するにひとしい財政運営を強行し、国民生活の実情を無視する政策を行つてきたことは容認されるべきではありません。

このように、意識的に租税の過小見積りを行ないながら、年度途中に生じた税金の取り過ぎ分を政府の都合でかつてに歳出に充てようとする本補正に強く反対するものであります。

以上、本案に反対する理由を明らかにして、私

の反対討論を終わります。(拍手)

○議長(船田中君) 河村勝君。

【河村勝君登壇】

○河村勝君 私は、民社党を代表して、ただいま提案されております昭和四十四年度一般會計並びに特別會計補正予算案に対し、反対の討論を行なうものであります。

反対の第一の理由は、政府の予算に対する無責任な態度についてであります。

すでに前の討論者から述べておりますように、政府は一昨年われわれの反対を押して総合予算主義を採用したのでありますが、早くも昨年に於いて補正予算の提案を余儀なくされ、総合予算主義は崩壊したのであります。にもかかわらず、政府は、今年度の当初予算においても総合予算主義の堅持を予算編成の基本方針としているのであります。この観点から政府は、公務員給与、食糧管理特別会計繰り入れ等の追加補正をなくすることとし、ために予備費を例年になく大幅に増額する等の措置を講じているのであります。それが、またしても今年度補正予算を出さざるを得なくなつたといふことは、政府の財政に対する無計画性、無責任性を如実に示しているものといわなければなりません。かくのごとく、ことはあつて実行なく、公約あつて実現なしといふべき無責任な政治姿勢こそ、佐藤内閣の象徴であり、まさに、国民の政治不信を招く根源であるといわなければなりません。(拍手)

この際、政府は、言行不一致の財政政策を改めるために、いわゆる総合予算主義を放棄するか、しからずば、今後補正予算は絶対に出不さいと確約するか、その態度を明確にすべきであります。

私が反対する第二の理由は、大幅な租税増収とその背景にある経済見通しの根本的な誤りについてであります。

今回の補正予算を見ますと、租税及び印紙収入は、当初予算に比較して、実に千九百六十九億

円の増収を予定しております。このうち、所得税の増収額は九百四十億円のほつております。なせかくのごとき大幅増収額が年度末に出るのであります。このほつて、政府の租税政策並びに政府の経済見通しの作爲的姿勢が明らかに示されてゐるのであります。

すなわち、政府は、当初経済見通しにおいて、それがあつたか客観的予測であるがごとく国民に発表しながら、その実、過去の例でも明らかなように、いつも経済実態とかけ離れた過小見通しをしてきたのであります。かくして、いまや政府経済見通しの信用たるや、全くゼロといつても過言ではありません。

この政府の過小見通しの意図は、当初予算において租税及び印紙収入を必要以上に過小に見積もることを容易にし、それをたてにして、国民の切実な要求である大幅減税を阻止する口実に使うことにあると断言して差しつかえないのであります。もしこの補正予算案に計上されてゐる千九百六十九億円の租税収入の増を当初見通しにおいて正しく見積もるならば、国民の念願である大幅減税は今年度においてすでに実現できたはずであります。かくのごとき政府の作爲的なやり方は、国民の期待を裏切るほか何ものでもないものであります。

このような弊害をなくし、政府の経済政策の責任を明確にするため、経済見通しのあり方を根本的に改変するとともに、事後的な税の自然増収については、その翌年度に自動的に国民に還元する方途が講じられてしかるべきであります。

反対理由の第三は、既定経費の節減のあり方についてであります。補正予算案において、既定経費の節減は三百八十三億四行なれております。そのこと自体については何ら異議を差しはさむものではないと考へておられます。ところが、この行政事務費の節減は当初予算において当然きびしくなされてゐるものと考へられるのであります。なぜ毎年のごとく補正予算

において既定経費の節減が事もなげになされておるのか、全く理解に苦しむを得ないのであります。昭和四十二年度には二百九十二億円の節減、昭和四十三年度は二百九十三億円の節減、昭和四十四年度は三百八十三億円の既定経費の節減がそれであり、これは明らかに既定経費の節減がいまなお、なまぬるいといふことを示してあります。予算の効率的な配分について、政府はより強い責任を負わなければならないのであります。

第四の反対の理由は、農業政策の失敗についてであります。今回の補正予算案において、政府は、食糧会計へ五百六十億円の追加繰り入れを行なつてゐるものであります。その原因の大半は、政府が当初提唱してゐた自主流通米制度の破綻を示す以外何もでもないものであります。政府は、今年度自主流通米として百七十万トンを見込んでゐたのであります。ところが、これがきつめて不評であり、そのしりぬぐいが、食糧会計では予定せざる米の買い入れ増になつてゐるのであります。現在の場合たり農政の欠陥が、ここに象徴的にあらわされてゐるといわざるを得ないのであります。

さらに、本補正予算において、地方交付税交付金の繰り入れ分三百八十億円を繰り上げ償還することとしてゐますが、うち二百八十二億円を、昭和四十五年度において実行せんとする十一万八千ヘクタールの水田買い上げ財源の一部に充当しようとしてゐます。これは本来地方自治体の自由財源たるべき交付金を、事実上ひもつきにせんとする不当な行爲であるばかりでなく、全くの思ひつきでスタートした農地転用計画に対して何らかの裏づけをしなくてはならないといふだけの理由で、国費を不明確な目的のために消費しようとする許しがたい行爲であります。休耕、作付転換、農地転用、すべてが農政近代化の長期展望を持たないままに漫然としてスタートすることは、日本農業の将来にとつてはもとより、

国民経済的見地から見ても、真に憂慮すべきことあります。少なくとも本補正予算において無計画、かつ漫然と予算措置を講ずるがときは、断じて許されないのであります。

以上の理由をあげて、補正予算に対する反対の態度を明らかにしてきたのであります。最後に私は、政府に対して、今後これらの欠陥を真剣に検討され、改革されんことを求めて、私の反対討論を終ります。(拍手)

○議長(船田中君) これにて討論は終局いたしました。

両件を一括して採決いたします。両件の委員長報告はいずれも可決であり、また、両件を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よつて、両件とも委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

地方自治法の一部を改正する法律案(地方行政委員会提出)

地方公営企業法の一部を改正する法律案(地方行政委員会提出)

○加藤六月君 議案上程に關する緊急動議を提出いたします。

すなわち、地方行政委員会提出、地方自治法の一部を改正する法律案、及び地方公営企業法の一部を改正する法律案の両案は、委員会の審査を省略してこの際これを上程し、その審議を進められんことを望みます。

○議長(船田中君) 加藤六月君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。地方自治法の一部を改正する法律案、地方公営企業法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

地方自治法の一部を改正する法律案
右の議案を提出する。
昭和四十五年三月二日
提出者
地方行政委員長 菅 太郎

地方自治法の一部を改正する法律案
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。
附則第二十條の四の次に次の一條を加える。
第二十條の五 第七條第一項の規定による関係市町村の区域の全部若しくは一部をもつて市を設置する処分又は第八條第三項の規定による町村を市とする処分については、この法律の市町村の要件に關する制度の改正が行なわれるまでの間政令で定める期間中にその申請がなされたものに限り、同條第一項第一号の規定にかかわらず、市となるべき普通地方公共団体の人口に關する要件は、三万以上とする。

2 前項の申請がなされたもので人口三万以上五万未満のものに対する第八條第一項の規定の適用については、同條第二号及び第三号中「六割以上」とあるのは、「七割以上」と読み替へるものとする。

3 前二項に規定する人口は、第二百五十四條の規定にかかわらず、当該関係市町村の区域の全部若しくは一部の地域の人口又は当該町村の人口に關して最近に行なわれた統計法第三條の規定による指定統計調査の結果による人口とする。

附 則
この法律は、公布の日から施行する。

理 由
最近における市町村の人口の実態にかんがみ、市町村の要件に關する制度の改正が行なわれるまでの間政令で定める期間中に限り、市となるべき普通地方公共団体の人口に關する要件等につい

昭和四十五年三月二日 衆議院會議録第六号 地方自治法の一部を改正する法律案外一案 昭和四十四年度衆議院予備金支出の件(承諾を求めるの件)

て特例を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方公営企業法の一部を改正する法律案
右の議案を提出する。

昭和四十五年三月二日

提出者

地方行政委員長 菅 太郎

地方公営企業法の一部を改正する法律

地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)の一部を次のように改正する。

第三十九条の二第七項に次のただし書を加える。

ただし、その経営する事業が大規模である企業団にあつては、その事業規模に応じて政令で定める基準により、三十人を限度としてその議会の議員の定数を増加することができる。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(地方公営企業法の一部を改正する法律の一部改正)

2 地方公営企業法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。

附則第十條第三項を削る。

(経過措置)

3 この法律の施行の際現に改正前の地方公営企業法の一部を改正する法律附則第十條第三項の規定の適用を受けている企業団については、改正後の地方公営企業法第三十九条の二第七項の規定にかかわらず、昭和四十五年十二月三十一日までの間、この法律の施行の際における当該企業団の規約で定める議会の議員の定数をもちて当該企業団の議会の議員の定数とすることができ。

理 由

地方公営企業を經營する企業団の運営の実態にかんがみ、大規模な事業を經營する企業団の議会の議員の定数を三十人を限度として増加することができの特例規定を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(船田中君) 委員長の趣旨弁明を許します。地方行政委員長菅太郎君。

〔菅太郎君登壇〕

○菅太郎君 ただいま議題となりました地方行政委員長提出の二法案について、提案の理由を御説明いたします。

両案は、各党の合意に基づき、本日成案を得、国会法第五十條の二の規定により、地方行政委員会の提出にかかる法律案として提出されたものであります。

まず、地方自治法の一部を改正する法律案について申し上げます。

あらためて申し上げるまでもなく、現行の地方自治法のもとにおける全国の市の人口の実態は、五百六十四市のうち人口五万未満のものが二百六十四市であり、しかも三万未満で市を称しているところが二十六を数えております。

他方、最近の人口の都市集中などにより、人口三万以上であつて都市的形態を備えた数多くの町村の出現を見るに至つております。

この法律案は、このような最近の市町村の人口の実態や、過去における特例措置の経過などを考慮し、特に市街地的要素の強い町村について、市となるべき普通地方公共団体の人口要件などにつき、特例を設けようとするものであります。

次に、本案の内容について申し上げます。

その第一は、人口が五万未満であつても、三万をこえ、かつ、特に都市的要素の備わつてゐる町村については、市と町村の別に関する制度の改正が行なわれるまでの間、政令で定める期間中に申請がなされた場合は、暫定措置としてこれを市と

することができるとすることであり。

その第二は、この人口は、最近に行なれた統計法の規定による指定統計調査の結果による人口とすることであり。

なお、本法の施行にあたりましては、本法制定の趣旨にかんがみ、都市的要素について、実情に即し適切な配慮を行なうとともに、当該町村の人口の増加傾向に特に留意するよう要望いたしております。

次に、地方公営企業法の一部を改正する法律案について申し上げます。

御承知のとおり、昭和四十一年の地方公営企業法の一部を改正する法律により、地方公営企業を經營する一部事務組合を能率的かつ機動的なものとするため、その名称を企業団とし、企業団の議会の議員の定数は十五人以上と定められております。

しかしながら、最近における人口の都市集中や広域的処理の要請などから、企業団の規模は年々拡大の傾向にあり、とりわけ大規模な企業団の運営等の実態にかんがみまして、その能率的な經營を確保しつつ、地域住民の意思を十分に反映させ、より一そう円滑に事業の遂行をはかる必要があると考えられるのであります。

本案は、このような趣旨から、企業団の議会の議員の定数について、現行法における十五人以上の原則を堅持しつつ、その經營する事業が大規模な企業団につきましては、その事業規模に応じ、政令で定める基準により、三十人を限度としてその議会の議員の定数を増加することができるものとしております。

なお、本法施行の際、現に企業団の議会の議員の定数が十五人をこえてゐるものにつきましては、昭和四十五年十二月三十一日までの間は従前の例によることができるものとしております。

以上が両案の提案理由及びその内容の概要であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。(拍手)

一〇四

とをお願い申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 両案を一括して採決いたします。

両案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、両案とも可決いたしました。

昭和四十四年度衆議院予備金支出の件(承諾を求めるの件)

○加藤六月君 予備金支出の件上程に関する緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、昭和四十四年度衆議院予備金支出の件を議題となし、議院運営委員長長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(船田中君) 加藤六月君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。

昭和四十四年度衆議院予備金支出の件を議題といたします。

報告書

一、昭和四十四年度衆議院予備金支出の件
右件につき本院の承諾を求めるため報告する。

昭和四十五年三月二日

衆議院議長 船田 中殿

衆議院議長 船田 中殿

衆議院議長 船田 中殿

昭和四十四年度衆議院予備金支出

昭和四十三年十二月二十七日以降同四十四年十二月二日までの間において衆議院予備金から支出した金額は次のとおりである。

支 出 総 額	内 訳
七、〇〇〇、〇〇〇円	昭和四十三年度
七、〇〇〇、〇〇〇円	昭和四十四年度

区 分	金 額	理 由 及 び 内 訳	議院運営委員会承認年月日
昭和四十三年度国会所管 (組織) 衆議院 (項) 衆議院予備金 第六十一回国会において支出承諾済額	七、〇〇〇、〇〇〇円		
合 計	七、〇〇〇、〇〇〇円		
予 算 残 額	七、〇〇〇、〇〇〇円		
差引予算残額	七、〇〇〇、〇〇〇円		
昭和四十四年度国会所管 (組織) 衆議院 (項) 衆議院予備金 5 弔 慰 金	七、〇〇〇、〇〇〇円	在職中死亡した議員の遺族に対し弔慰金の支給を要するため 故議員坂田英一君分 三、五〇八、五〇〇円 故議員小泉純也君分 三、五〇八、五〇〇円 歳費一年分相当額 三、五〇八、五〇〇円のうち (備考) 弔慰金三、五〇八、五〇〇円との差額二七三円は衆議院予備金経費予算に不足を生じたので一般の経費から支出した。	昭和四十四年 八月五日
予 算 残 額	七、〇〇〇、〇〇〇円		同年 十一月二十九日

○議長(船田中君) 議院運営委員長の報告を求めます。議院運営委員会理事海部俊樹君。

〔海部俊樹君登壇〕

○海部俊樹君 ただいま議題になりました昭和四十四年度衆議院予備金支出の件について御報告申し上げます。

今回承諾をお願いいたしますのは、昭和四十三年十二月二十七日から昭和四十四年十二月二日までの間に、本院で支出した予備金七百万円であり、その所属年度は全額昭和四十四年度分でありまして、使途は、すべて在職中ならぬ議員の遺族に贈った弔慰金であります。

これらの支出につきましては、そのつど議院運営委員会の承認を経たものでありますから、御承諾をお願いいたします。(拍手)

○議長(船田中君) 採決いたします。

本件は承諾を与えるに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よって、承諾を与えるに決しました。

○議長(船田中君) 本日は、これにて散会いたします。

午後五時二十四分散会

出席閣内大臣

内閣総理大臣 佐藤 榮作君
法 務 大 臣 小林 武治君
外 務 大 臣 愛知 揆一君
大 蔵 大 臣 福田 赳夫君
文 部 大 臣 坂田 道太君
厚 生 大 臣 内田 常雄君
農 林 大 臣 倉石 忠雄君
通商産業大臣 宮澤 喜一君
運 輸 大 臣 橋本登美三郎君

郵 政 大 臣 井出一太郎君
勞 働 大 臣 野原 正勝君
建 設 大 臣 根本龍太郎君
自 治 大 臣 秋田 大助君
国 務 大 臣 荒木萬壽夫君
国 務 大 臣 佐藤 一郎君
国 務 大 臣 中曾根康弘君
国 務 大 臣 西田 信一君
国 務 大 臣 保利 茂君
国 務 大 臣 山中 貞則君

○朗読を省略した議長の報告

(議決通知)

一、去る二月十八日、本院は皇室会議予備議員及び皇室経済会議予備議員を次のとおり選任し、かつ、予備議員の職務を行なう順序は頭書のとおり決定した旨内閣に通知した。

皇室会議の予備議員

第一 衆議院議員 益谷 秀次君

第二 同 松田竹千代君

皇室経済会議の予備議員

第一 衆議院議員 石井光次郎君

第二 同 原 健三郎君

一、去る二月十八日、知野事務総長から宮坂参議院事務総長及び吉武裁判官弾劾裁判所裁判長あて、本院は裁判官弾劾裁判所裁判員及び同予備員を次のとおり選任し、かつ、予備員の職務を行なう順序は頭書の通り指定した旨通知した。

裁判官弾劾裁判所裁判員

南條 徳男君 大橋 武夫君

小山 長規君 難尾 弘吉君

畑 和君 沖本 泰幸君

佐々木良作君

同予備員

第一 小澤 太郎君

第二 古屋 亨君

第三 美濃 政市君

昭和四十五年三月二日 衆議院會議録第六号 朗読を省略した議長の報告

第四 松永 光君

一、去る二月十八日、知野事務総長から宮坂参議院事務総長及び源田裁判官訴訟追委員会委員長職務代行者あて、本院は裁判官訴訟追委員会及び同予備員を次のとおり選任し、かつ、予備員の職務を行なう順序は頭書のとおりに指定した旨を通知した。

裁判官訴訟追委員

中村 梅吉君 田中伊三次君
小島 徹三君 中垣 國男君
鍛冶 良作君 森山 欽司君
田中 武夫君 中谷 鉄也君
大野 潔君 吉田 賢一君

同予備員

第一 上村千一郎君
第二 大村 襄治君
第三 羽田野忠文君
第四 武部 文君
第五 林 孝矩君

(選出通知)

一、去る二月十八日、本院は檢察官適格審査委員会及び同予備委員を次のとおり選任した旨を内閣に通知した。

檢察官適格審査委員会委員

森田重次郎君 瀬戸山三男君
丹羽 兵助君 西宮 弘君

同予備委員

橋口 隆君(森田重次郎君の予備委員)
藤波 孝生君(瀬戸山三男君の予備委員)
山下 元利君(丹羽 兵助君の予備委員)
千葉 七郎君(西宮 弘君の予備委員)

(指名通知)

一、去る二月十八日、本院は国土総合開発審議会委員に衆議院議員森下國雄君、同本名武君、同白濱仁吉君、丹羽喬四郎君、同野田卯一君、同中井徳次郎君、同佐野憲治君、同小川新一郎君及び同池田順治君を指名した旨を内閣に通知した。

一、去る二月十八日、本院は東北開発審議会委員に衆議院議員龜岡高夫君、同田澤吉郎君、同熊谷義雄君、同華山親義君及び同古寺宏君を指名した旨を内閣に通知した。

一、去る二月十八日、本院は九州地方開発審議会委員に衆議院議員相川勝六君、同廣瀬正雄君、同中馬辰猪君、同細谷治嘉君及び同瀬野栄次郎君を指名した旨を内閣に通知した。

一、去る二月十八日、本院は四国地方開発審議会委員に衆議院議員加藤常太郎君、同飯谷忠男君、同村上信二郎君、同井上晋方君及び同広沢直樹君を指名した旨を内閣に通知した。

一、去る二月十八日、本院は中国地方開発審議会委員に衆議院議員龜山孝一君、同竹下登君、同谷川和穂君、同ト部政巳君及び同山田太郎君を指名した旨を内閣に通知した。

一、去る二月十八日、本院は北陸地方開発審議会委員に衆議院議員佐伯宗義君、同植木庚子郎君、同坂本三三次君、同米田東吾君及び同西中清君を指名した旨を内閣に通知した。

一、去る二月十八日、本院は豪雪地帯対策審議会委員に衆議院議員笹山茂太郎君、同大野市郎君、同地崎宇三郎君、同安宅常彦君及び同相沢武彦君を指名した旨を内閣に通知した。

一、去る二月十八日、本院は首都圏整備審議会委員に衆議院議員野田卯一君、同岡崎英城君、同鴨田宗一君及び同高田富之君を指名した旨を内閣に通知した。

一、去る二月十八日、本院は北海道開発審議会委員に衆議院議員本名武君、同田中正巳君、同地崎宇三郎君、同岡田利春君及び同齋藤英君を指名した旨を内閣に通知した。

一、去る二月十八日、本院は日本ユネスコ国内委員会委員に衆議院議員竹下登君、同河野洋平君、同藤波孝生君及び同三木喜夫君を指名した旨を内閣に通知した。

一、去る二月十八日、本院は鉄道建設審議会委員に衆議院議員田中角榮君、同鈴木善幸君、同水田三喜男君、同辻寛一君、同橋本次郎君及び同松本忠助君を指名した旨を内閣に通知した。

(通知書受領)

一、去る二月十九日、宮坂参議院事務総長から知野事務総長あて、参議院は裁判官訴訟追委員会裁判員木村美智男君が昭和四十四年十二月七日公職選挙法第九十条の規定により退職者となったのでその補欠として、また、同予備員西村尚治君の辞任を許可しその補欠として次のとおり選任した旨の通知書を受領した。

裁判官訴訟追委員会裁判員

小野 明君

同予備員

予備員

一、去る二月十九日、宮坂参議院事務総長から知野事務総長あて、参議院は裁判官訴訟追委員会宮崎正雄君、同近藤信一君及び同予備員楠正俊君、同黒木利克君、同小野明君の辞任を許可しその補欠として次のとおり選任し、予備員の職務を行なう順序を頭書の通りに決定した旨の通知書を受領した。

裁判官訴訟追委員

津島 文治君 竹田 四郎君

同予備員

第二順位 鈴木 省吾君

第三順位 玉置 猛夫君
第四順位 増田 盛君

一、去る二月二十八日、河野国立国会図書館長から船田議長あて、昭和四十三年度の国立国会図書館の経営及び財政状態についての報告書を受領した。

(意見書受領)

一、去る二月二十八日、人事院總裁佐藤達夫君から、国家公務員法第二十三条の規定に基づく国家公務員災害補償法等の改正に関する意見を受領した。

(要求書受領)

一、今日、内閣から、人事官に佐藤正典君を任命したいので、国家公務員法第五条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、今日、内閣から、宇宙開発委員会委員に山縣昌夫君及び吉識雅夫君を任命したいので、宇宙開発委員会設置法第七條第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、今日、内閣から、公正取引委員会委員に柿沼幸一郎君及び高橋勝好君を任命したいので、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二十九条第二項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

(議席変更)

一、去る二月二十八日、衆議院規則第十四条ただし書きにより、議長において議席を次のとおり変更した。

八三 山田 太郎君
九一 大橋 敏雄君
九三 小濱 新次君
九八 伏木 和雄君

(理事互選)

一、去る二月十八日、常任委員会において、理事互選の結果、次のとおり当選した。

商工委員会

理事

浦野 幸男君 鳴田 宗一君
橋口 隆君 前田 正男君
武藤 嘉文君 中村 重光君
樋上 新一君 塚本 三郎君

運輸委員会

理事

宇田 國榮君 加藤 六月君
徳安 實藏君 箕輪 登君
村山 達雄君 内藤 良平君
松本 忠助君 和田 春生君

内閣委員会

理事

伊能繁次郎君 熊谷 義雄君
佐藤 文生君 坂村 吉正君
塩谷 一夫君 大出 俊君
錦切 康雄君 和田 耕作君

地方行政委員会

理事

小澤 太郎君 大西 正男君
塩川正十郎君 砂田 重民君
古屋 亨君 山口 鶴男君
斎藤 実君 岡沢 完治君

建設委員会

理事

天野 光晴君 大村 襄治君
正示啓次郎君 服部 安司君
渡辺 栄一君 阿部 昭吾君
小川新一郎君 吉田 之久君

一、去る二月二十日、常任委員会において、理事互選の結果、次のとおり当選した。

法務委員会

理事

小澤 太郎君 鍛冶 良作君
小島 徹三君 田中伊三次君
福永 健司君 畑 和君
沖本 泰幸君 佐々木良作君

外務委員会

理事

青木 正久君 坂本三十次君
田中 六助君 永田 亮一君
山田 久就君 戸叶 里子君
正木 良明君 曾称 益君

予算委員会

理事

小平 久雄君 田中 正巳君
坪川 信三君 藤枝 泉介君
細田 吉藏君 大原 亨君
田中 武夫君 大野 潔君
今澄 勇君

予算委員会

理事

南條 徳男君 前尾繁三郎君
松田竹千代君 河野 密君
渡部 一郎君

(常任委員辞任及び補欠選任)

法務委員

一、去る二月二十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

議院運営委員

辞任

西村 榮一君 補欠 岡沢 完治君
西村 完治君 西村 榮一君
西村 榮一君 補欠 西村 榮一君
西村 榮一君 補欠 西村 榮一君

一、去る二月二十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

山口 敏夫君 補欠 川崎 秀二君
川崎 秀二君 山口 敏夫君

予算委員

辞任

川崎 秀二君 補欠 塩谷 一夫君
細谷 治嘉君 江田 三郎君
塩谷 一夫君 川崎 秀二君
江田 三郎君 細谷 治嘉君

懲罰委員

辞任

江田 三郎君 補欠 細谷 治嘉君
細谷 治嘉君 江田 三郎君

文教委員

辞任

伏木 和雄君 補欠 相沢 武彦君
相沢 武彦君 伏木 和雄君

予算委員

辞任

江崎 真澄君 補欠 小沢 一郎君
小沢 一郎君 江崎 真澄君

懲罰委員

辞任

江崎 真澄君 補欠 小沢 一郎君
小沢 一郎君 江崎 真澄君

一、去る二月二十四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

議院運営委員

辞任

桑名 義治君 補欠 矢野 絢也君

地方行政委員

辞任

門司 亮君 補欠 西尾 末廣君
西尾 末廣君 門司 亮君

法務委員

辞任

西村 榮一君 補欠 岡沢 完治君
岡沢 完治君 西村 榮一君

農林水産委員

辞任

松野 幸泰君 補欠 岸 信介君
岸 信介君 松野 幸泰君

運輸委員

辞任

井野 正揮君 補欠 江田 三郎君
江田 三郎君 井野 正揮君

予算委員

辞任

正木 良明君 補欠 大橋 敏雄君

昭和四十五年三月二日 衆議院會議録第六号 朗読を省略した議長の報告

り常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

文教委員

辞任

吉田 実君

補欠

松浦周太郎君

予算委員

辞任

松浦周太郎君

補欠

吉田 実君

大蔵委員

大橋 敏雄君

補欠

矢野 紇也君

議院運営委員

辞任

矢野 紇也君

補欠

桑名 義治君

一、去る二月二十六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

辞任

桑名 義治君

補欠

矢野 紇也君

大蔵委員

辞任

二見 伸明君

補欠

矢野 紇也君

文教委員

辞任

新井 彬之君

補欠

相沢 武彦君

松浦周太郎君

相沢 武彦君

補欠

新井 彬之君

予算委員

辞任

相沢 武彦君

補欠

新井 彬之君

矢野 紇也君

麻生 良方君

補欠

二見 伸明君

吉田 実君

新井 彬之君

補欠

相沢 武彦君

二見 伸明君

小川新一郎君

補欠

相沢 武彦君

一、去る二月二十七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

山口 敏夫君

補欠

岡崎 英城君

地方行政委員

辞任

岡崎 英城君

補欠

山口 敏夫君

法務委員

辞任

大野 潔君

補欠

矢野 紇也君

外務委員

辞任

加藤 清二君

補欠

川崎 寛治君

大蔵委員

辞任

堀 昌雄君

補欠

西宮 弘君

予算委員

辞任

川崎 寛治君

補欠

加藤 清二君

地方行政委員

辞任

西宮 弘君

補欠

堀 昌雄君

文教委員

辞任

川崎 寛治君

補欠

加藤 清二君

外務委員

辞任

坂井 弘一君

補欠

桑名 義治君

大蔵委員

辞任

川崎 寛治君

補欠

加藤 清二君

文教委員

辞任

西宮 弘君

補欠

堀 昌雄君

社会労働委員

辞任

小比木三郎君

補欠

灘尾 弘吉君

通信委員

辞任

加藤 六月君

補欠

川崎 秀二君

予算委員

辞任

川崎 秀二君

補欠

坂本三十次君

一〇八

一、去る二月二十日、災害対策特別委員会において、理事互選の結果、次のとおり当選した。

理事

田中 昭二君

河村 勝君

天野 光晴君

稲葉 修君

内海 英男君

上林山榮吉君

細田 吉蔵君

齊藤 正男君

小濱 新次君

合沢 榮君

一、去る二月二十五日、公職選挙法改正に関する調査特別委員会において、理事互選の結果、次のとおり当選した。

理事

大西 正男君

奥野 誠亮君

鍛冶 良作君

久野 忠治君

堀 昌雄君

伏木 和雄君

門司 亮君

一、去る二月二十日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辞任

福永 一臣君

古内 広雄君

金丸 徳重君

千葉 七郎君

金丸 徳重君

一、予算委員長から提出した次の公聴会開会承認要求に対し、議長は去る二月二十日これを承認した。

公聴会開会承認要求書

一、公聴会を開こうとする議案

昭和四十五年度一般会計予算

昭和四十五年度特別会計予算

昭和四十五年度政府関係機関予算

一、意見を聞くこととする問題

昭和四十五年度総予算について

右によつて公聴会を開きたいから衆議院規則第

七十八条により承認を求める。

昭和四十五年二月二十日

予算委員長 中野 四郎

衆議院議長 船田 中殿

(議案提出)

一、去る二月十八日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

ガス事業法の一部を改正する法律案

一、去る二月十九日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

行政管理庁設置法の一部を改正する法律案

国立学校設置法の一部を改正する法律案

昭和四十五年年度の税制改正に関する暫定措置法案

一、去る二月二十日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

外務省設置法及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

運輸省設置法の一部を改正する法律案

一、去る二月二十一日、議員から提出した議案は次のとおりである。

駐留軍労働者の雇用の安定に関する法律案(島本虎三君外六名提出)

一、去る二月二十三日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

公費紛争処理法案

皇室経済法施行法の一部を改正する法律案

公共用水域の水質の保全に関する法律の一部を改正する法律案

所得税法の一部を改正する法律案

一、去る二月二十四日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

防衛庁設置法等の一部を改正する法律案

宇宙開発委員会設置法の一部を改正する法律案

建設省設置法の一部を改正する法律案

河川法施行法の一部を改正する法律案

地方交付税法の一部を改正する法律の一部を改

正する法律案

一、去る二月二十五日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

農地法の一部を改正する法律案

農業協同組合法の一部を改正する法律案

空港整備特別会計法案

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る二月二十六日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

法人税法の一部を改正する法律案

物品税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案

経済及び技術協力のため必要な物品の外国政府等に対する譲与等に関する法律の一部を改正する法律案

放送法第三十七條第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

一、去る二月二十七日、議員から提出した議案は次のとおりである。

電気工事業の業務の適正化に関する法律案(海部俊樹君外七名提出)

一、去る二月二十七日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

法務省設置法の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

著作権法案

昭和四十二年年度一般会計予算費使用調書(その2)

昭和四十二年年度特別会計予算費使用調書(その2)

昭和四十二年年度特別会計予算費使用調書(その2)

昭和四十二年年度特別会計予算費使用調書(その2)

昭和四十二年年度特別会計予算費使用調書(その2)

昭和四十二年年度特別会計予算費使用調書(その2)

昭和四十二年年度特別会計予算費使用調書(その2)

昭和四十二年年度特別会計予算費使用調書(その2)

昭和四十二年年度特別会計予算費使用調書(その2)

昭和四十二年年度特別会計予算費使用調書(その2)

昭和四十二年年度特別会計予算費使用調書(その2)

昭和四十二年年度特別会計予算費使用調書(その2)

昭和四十二年年度特別会計予算費使用調書(その2)

昭和四十二年年度特別会計予算費使用調書(その2)

昭和四十二年年度特別会計予算費使用調書(その2)

昭和四十二年年度特別会計予算費使用調書(その2)

昭和四十二年年度特別会計予算費使用調書(その2)

昭和四十二年年度特別会計予算費使用調書(その2)

昭和四十二年年度特別会計予算費使用調書(その2)

昭和四十二年年度特別会計予算費使用調書(その2)

昭和四十二年年度特別会計予算費使用調書(その2)

昭和四十三年年度特別会計予算費使用調書(その2)

昭和四十三年年度特別会計予算費使用調書(その2)

昭和四十三年年度特別会計予算費使用調書(その2)

昭和四十三年年度特別会計予算費使用調書(その2)

昭和四十三年年度特別会計予算費使用調書(その2)

昭和四十三年年度特別会計予算費使用調書(その2)

昭和四十三年年度特別会計予算費使用調書(その2)

昭和四十三年年度特別会計予算費使用調書(その2)

昭和四十三年年度特別会計予算費使用調書(その2)

昭和四十三年年度特別会計予算費使用調書(その2)

昭和四十三年年度特別会計予算費使用調書(その2)

昭和四十三年年度特別会計予算費使用調書(その2)

昭和四十三年年度特別会計予算費使用調書(その2)

昭和四十三年年度特別会計予算費使用調書(その2)

昭和四十三年年度特別会計予算費使用調書(その2)

昭和四十三年年度特別会計予算費使用調書(その2)

昭和四十三年年度特別会計予算費使用調書(その2)

昭和四十三年年度特別会計予算費使用調書(その2)

昭和四十三年年度特別会計予算費使用調書(その2)

昭和四十三年年度特別会計予算費使用調書(その2)

昭和四十三年年度特別会計予算費使用調書(その2)

昭和四十三年年度特別会計予算費使用調書(その2)

昭和四十三年年度特別会計予算費使用調書(その2)

昭和四十三年年度特別会計予算費使用調書(その2)

昭和四十三年年度特別会計予算費使用調書(その2)

昭和四十三年年度特別会計予算費使用調書(その2)

昭和四十三年年度特別会計予算費使用調書(その2)

昭和四十三年年度特別会計予算費使用調書(その2)

昭和四十三年年度特別会計予算費使用調書(その2)

昭和四十三年年度特別会計予算費使用調書(その2)

昭和四十三年年度特別会計予算費使用調書(その2)

昭和四十三年年度特別会計予算費使用調書(その2)

昭和四十三年年度特別会計予算費使用調書(その2)

昭和四十三年年度特別会計予算費使用調書(その2)

昭和四十三年年度特別会計予算費使用調書(その2)

昭和四十三年年度特別会計予算費使用調書(その2)

昭和四十三年年度特別会計予算費使用調書(その2)

昭和四十三年年度特別会計予算費使用調書(その2)

る議定書の締結について承認を求めるの件

(国庫債務負担行為総調書受領)

一、去る二月二十七日、内閣から次の総調書を受領した。

昭和四十三年年度一般会計国庫債務負担行為総調書

(議案受領)

一、去る二月二十日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

自然公園法の一部を改正する法律案

検校法の一部を改正する法律案

一、去る二月二十三日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

利率等の表示の年利建て移行に関する法律案

一、去る二月二十四日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

港則法の一部を改正する法律案

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、海運局の支局の設置に関し承認を求めるの件

一、去る二月二十五日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

建築基準法の一部を改正する法律案

(議案付託)

一、去る二月二十一日、予備審査のため内閣から送付された次の議案は次の委員会に付託された。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオーストラリア連邦との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第一号)

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオーストラリア連邦との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第二号)

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオーストラリア連邦との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第三号)

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオーストラリア連邦との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第四号)

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオーストラリア連邦との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第五号)

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオーストラリア連邦との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第六号)

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオーストラリア連邦との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第七号)

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオーストラリア連邦との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第八号)

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオーストラリア連邦との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第九号)

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオーストラリア連邦との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第十号)

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオーストラリア連邦との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第十一号)

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオーストラリア連邦との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第十二号)

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオーストラリア連邦との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第十三号)

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオーストラリア連邦との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第十四号)

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオーストラリア連邦との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第十五号)

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオーストラリア連邦との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第十六号)

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオーストラリア連邦との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第十七号)

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオーストラリア連邦との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第十八号)

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオーストラリア連邦との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第十九号)

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオーストラリア連邦との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第二十号)

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオーストラリア連邦との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第二十一号)

昭和四十五年三月二日 衆議院會議録第六号 朗読を省略した議長の報告

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とインドとの間の協定を修正補足する議定書の締結について承認を求めるの件(条約第四号)(予)

以上四件 外務委員会 付託

(議案付託)

一、去る二月十八日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)

ガス事業法の一部を改正する法律案(内閣提出第九号)

一、去る二月十九日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

行政管理庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇号)

昭和四十五年の税制改正に関する暫定措置法案(内閣提出第二二号)

国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二号)

一、去る二月二十日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

外務省設置法及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二三三号)

運輸省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五号)

以上二件 内閣委員会 付託

旅券法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四号)

一、去る二月二十日、予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

自然公園法の一部を改正する法律案(内閣提出第一六号)(予)

検疫法の一部を改正する法律案(内閣提出第一七号)(予)

以上二件 社会労働委員会 付託

は次のとおりである。

皇室経済法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出第一九号)

駐留軍労働者の雇用の安定に関する法律案(島本虎三君外六名提出、衆法第一号)

一、去る二月二十三日、予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

利率等の表示の年利建て移行に関する法律案(内閣提出第二二二号)(予)

一、去る二月二十四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二五号)

地方交付税法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二七号)

河川法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出第二六号)

宇宙開発委員会設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二四号)

一、去る二月二十四日、予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

港則法の一部を改正する法律案(内閣提出第二八号)(予)

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、海運局の支局の設置に承認を求めるの件(内閣提出、承認第一号)(予)

一、去る二月二十五日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

空港整備特別会計法案(内閣提出第三二二号)

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三三二号)

以上二件 大蔵委員会 付託

一、去る二月二十五日、予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

建築基準法の一部を改正する法律案(内閣提出第三三三号)(予)

第三三三号(予)

建設委員会 付託

一、去る二月二十六日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

物品税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第三五五号)

経済及び技術協力のため必要な物品の外国政府等に対する譲与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三六六号)

以上二件 大蔵委員会 付託

放送法第三十七條第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(内閣提出、承認第二号)

一、去る二月二十七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

法務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三七七号)

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出第三八八号)

著作権法案(内閣提出第三九二号)

文部委員会 付託

昭和四十二年一般会計予算案(内閣提出第三九三号)

昭和四十二年一般会計予算案(内閣提出第三九四号)

昭和四十二年一般会計予算案(内閣提出第三九五号)

昭和四十二年一般会計予算案(内閣提出第三九六号)

昭和四十二年一般会計予算案(内閣提出第三九七号)

昭和四十二年一般会計予算案(内閣提出第三九八号)

昭和四十二年一般会計予算案(内閣提出第三九九号)

昭和四十二年一般会計予算案(内閣提出第四〇〇号)

昭和四十三年一般会計国庫債務負担行為総調書

一、去る二月二十八日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四〇〇号)

日本開発銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出第四〇一号)

造幣局特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第四〇二号)

漁船再保険及漁業共済保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案(内閣提出第四〇三号)

以上四件 大蔵委員会 付託

電気工事業の業務の適正化に関する法律案(海部俊樹君外七名提出、衆法第二号)

商工委員会 付託

(議案送付)

一、去る二月二十三日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

駐留軍労働者の雇用の安定に関する法律案(島本虎三君外六名提出)

一、去る二月二十八日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

電気工事業の業務の適正化に関する法律案(海部俊樹君外七名提出)

一、今日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

地方自治法の一部を改正する法律案(地方行政委員長提出)

地方公営企業法の一部を改正する法律案(地方行政委員長提出)

(衆議院予備金支出の件報告書受領)

一、今日、議院運営委員長から昭和四十四年度衆議院予備金支出の件についての報告書を受領した。

(調査要求承認)

一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る二月十八日いずれもこれを承認した。

国政調査承認要求書

- 一、調査する事項
- 一、通商産業の基本施策に関する事項
- 二、経済総合計画に関する事項
- 三、公益事業に関する事項
- 四、鉱工業に関する事項
- 五、商業に関する事項
- 六、通商に関する事項
- 七、中小企業に関する事項
- 八、特許に関する事項
- 九、私的独占の禁止及び公正取引に関する事項

十、鉱業と一般公益との調整等に関する事項

二、調査の目的

- 一、日本経済の総合的基本施策の樹立並びに総合調整のため
- 二、通商産業行政の実情を調査し、その合理化並びに振興に関する対策樹立のため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和四十五年二月十八日
商工委員長 八田 貞義
衆議院議長 船田 中殿

国政調査承認要求書

- 一、調査する事項
- 一、陸運に関する事項
- 二、海運に関する事項
- 三、航空に関する事項

四、日本国有鉄道の経営に関する事項

- 五、港湾に関する事項
- 六、海上保安に関する事項
- 七、観光に関する事項
- 八、気象に関する事項

二、調査の目的

右各事項の実情並びに行政を調査し、その合理化及び振興に関する対策を樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和四十五年二月十八日
運輸委員長 福井 勇
衆議院議長 船田 中殿

一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る二月十九日いずれもこれを承認した。

国政調査承認要求書

- 一、調査する事項
- 一、行政機構並びにその運営に関する事項
- 二、恩給及び法制一般に関する事項
- 三、国の防衛に関する事項
- 四、公務員の制度及び給与に関する事項
- 五、栄典に関する事項

二、調査の目的

国の行政の改善を図り、公務員の制度及び給与の適正を期する等のため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和四十五年二月十九日

内閣委員長 天野 公義
衆議院議長 船田 中殿

国政調査承認要求書

- 一、調査する事項
- 一、地方自治、地方財政、警察及び消防に関する事項
- 二、調査の目的
- 地方自治行政の実情を調査し、その健全なる発展に資するための対策樹立
- 三、調査の方法
- 小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
- 四、調査の期間
- 本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和四十五年二月十九日
地方行政委員長 菅 太郎
衆議院議長 船田 中殿

国政調査承認要求書

- 一、調査する事項
- 一、建設行政の基本施策に関する事項
- 二、国土計画に関する事項
- 三、地方計画に関する事項
- 四、都市計画に関する事項
- 五、河川に関する事項
- 六、道路に関する事項
- 七、住宅に関する事項
- 八、建築に関する事項

二、調査の目的

建設行政の実情を調査し、その運営を適正ならしめるため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和四十五年二月二十日
法務委員長 高橋 英吉
衆議院議長 船田 中殿

国政調査承認要求書

- 一、調査する事項
- 一、調査する事項
- 二、調査の目的
- 国際情勢その他の外交関係事項を研究調査し、わが国外交政策の樹立に資するため
- 三、調査の方法
- 関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
- 四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和四十五年二月十九日
建設委員長 金丸 信
衆議院議長 船田 中殿

国政調査承認要求書

- 一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る二月二十日いずれもこれを承認した。
- 一、調査する事項
- 一、裁判所の司法行政に関する事項
- 二、法務行政及び検察行政に関する事項
- 三、国内治安及び人権擁護に関する事項
- 二、調査の目的
- 裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政等の適正を期するため
- 三、調査の方法
- 小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
- 四、調査の期間
- 本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和四十五年二月二十日
法務委員長 高橋 英吉
衆議院議長 船田 中殿

国政調査承認要求書

- 一、調査する事項
- 一、調査する事項
- 二、調査の目的
- 国際情勢その他の外交関係事項を研究調査し、わが国外交政策の樹立に資するため
- 三、調査の方法
- 関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
- 四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和四十五年二月二十日
法務委員長 高橋 英吉
衆議院議長 船田 中殿

国政調査承認要求書

- 一、調査する事項
- 一、調査する事項
- 二、調査の目的
- 国際情勢その他の外交関係事項を研究調査し、わが国外交政策の樹立に資するため
- 三、調査の方法
- 関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
- 四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和四十五年二月二十日
法務委員長 高橋 英吉
衆議院議長 船田 中殿

国政調査承認要求書

- 一、調査する事項
- 一、調査する事項
- 二、調査の目的
- 国際情勢その他の外交関係事項を研究調査し、わが国外交政策の樹立に資するため
- 三、調査の方法
- 関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
- 四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和四十五年三月二日 衆議院會議録第六号 朗読を省略した議長の報告

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和四十五年二月二十日

外務委員長 田中 榮一
衆議院議長 船田 中殿

チクロ使用禁止に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和四十五年二月十三日

衆議院議長 船田 中殿

チクロ使用禁止に関する質問主意書

提出者 横山 利秋

昨年暮、政府は人工甘味料チクロ(サイクラミン酸ナトリウム、サイクラミン酸カルシウム)の食品添加物としての使用、販売等を禁止した。同時に現に存する食品、すなわちサイクラミン酸塩を含有している食品は一定の回収期間を受けながらも全面廃棄を指示した。

このことは、関連業界団体四十有余傘下業者、特に圧倒的に多い中小企業に大混乱と大損失をまねいた。この際、次の諸点について政府の対策を明らかにされたい。

一 食品行政について

今日まで人工甘味料チクロは食品衛生法及び同法施行規則に長年にわたり使用を定められてきており、このことは、政府が国民に対し無害保証の責任を負つていたと考えるべきであろう。

しかるに米国において十月その使用が禁止されるや突如として十一月十一日以降わずかの猶予期間において全面禁止し更に米国が緩和措置をするとはひよう変して突如一月十四日厚生省令を改正し一部食品のみ延期措置をとつた。

このために関連業界は大混乱におちいり、かつ、大損害をうけた。のみならずかかる政府の朝令暮改の陰に黒い陰があると疑惑が関係筋の中でひろがりつつある。

食品行政に対する信頼感は一挙に失墜したといわなければならない。今後かかることのないようにするために、

- (イ) 食品添加物の国内試験機関を充実し自主的な体勢をととのえ、
- (ロ) 禁止、制限措置をとるまでに関係団体を含め事前に充分な研究審査を行ない、

(答弁書受領)

一、去る二月二十日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員横山利秋君提出チクロ使用禁止に関する質問に対する答弁書

- (ハ) 特別な場合を除き準備機関を設け、企業対策についても関係各省とも協議決定のうえ措置すべきではないか。

二 関連食品業界に対する金融について

出荷の激減、回収、大量在庫、今後の措置を含め業界が直面した事態は深刻である。当面の必要な運転資金の確保について政府のとつた措置はきわめて具体性を欠きなんらの実効をあげていない。

- (イ) 政府関係金融機関(農林中央金庫、商工中央金庫、中小企業金融公庫、国民金融公庫等)は特別ワク、長期低利等の特別措置を定めて融資すべきではないか。
- (ロ) この際設備の改新、業種の転換、廃業等をする企業についても、前項と同様特別措置をすべきではないか。

三 一連の措置に伴う税制上の問題について

次の諸点について、政府の具体的な対策を明らかにされたい。

- (イ) 製品在庫及び返品などを含む包装材料等の廃棄による損失の損金扱い
- (ロ) 回収費用、回収運賃などの損金扱い
- (ハ) 設備更新する場合の特別償却
- (ニ) その他、今回の措置による損失についての配慮

四 損失に対する政府の補償について

今回関係業界のうけた損害ははく大なものであるといわれている。この損害について、チクロを法規上無害とみていた政府が突如として禁止したという政策上、行政上の責任は免がれることはできないと考える。

米作規制により行なわれた農家の損失について、充分ではないが行なわれる実質的な補償政策と比較するとき、

- (イ) 政府は関係業界がうけた損失額をどの程度と推定しているか、業界ごとにききたい。
- (ロ) 右について補償をする意志があるかどうか。
- (ハ) 一部の業界が行政不服審査法によつて十二月二十六日厚生大臣宛不服申立をしたことについて今日にいたるも措置をしていないようであるが、その処置を明らかにされたい。

五 消費者に対する適切な啓蒙について

突如として行なわれた今回の措置は消費者に対し場合によつては不必要な警戒心を生ましめ科学的判断を阻害している。

(イ) 一部の食品延期措置について、米国では延期していないのに日本では、一たん禁止したものを突然再延期したその理由をみるに当初禁止措置をとつたときに当然わかつていたと思われる事柄である。それにもかかわらず再延期した理由は何か。

(ロ) 有害とされた商品の廃棄処分は量、場所によつては重大であることを指示しているのかを明らかにすべきではないか。

六 代替甘味材に伴う砂糖行政について

チクロの製造使用禁止は必然的に、砂糖使用になる。しかし国際的にみて高水準の砂糖使用はすでに食品価格の値上りや商品の品質形状の低下をもたらしている。

(イ) この際過去に一部に行なわれたように加工食品の原料砂糖には砂糖消費税の免税措置をすることはどうか。

(ロ) また、一般物価対策からも砂糖行政についての対策についてどう考えるか明らかにされたい。右質問する。

昭和四十五年二月二十日

衆議院議長 船田 中殿

内閣総理大臣 佐藤 榮作

衆議院議員横山利秋君提出チクロ使用禁止に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員横山利秋君提出チクロ使用禁止に関する質問に対する答弁書

一 食品添加物の安全性については科学的根拠に基づいて判断すべきであるので、従来から国立衛生試験所その他試験研究機関の充実強化に努めているところであり、また国連の定めた基準をはじめとして諸外国の科学的資料も広く参考としている。

食品添加物の使用禁止、制限等の措置を講ずるに当たつては、安全性に関する各種科学的資料をもとに関係行政機関、学識経験者、関係団体の代表者等からなる食品衛生調査会において調査審議することとしており、その意見を尊重し措置することとしている。この場合、これらの措置に伴う

社会的経済的な影響について配慮しつつも、国民の健康の確保を図る見地からの判断を優先させるべきであると考えている。

二 政府は、今回の措置により影響を受ける関係企業に関しては、農林中央金庫、政府関係中小企業金融三機関、信用保証協会、一般市中銀行等がそれぞれ再生産に必要な資金の確保等に十分配慮するよう各関係先に依頼するとともに、各都道府県においてもこれら関係企業に対する金融の円滑化のためできるだけ善処するよう要請した。

これにより各関係金融機関等の融資面での協力態勢がとられ、また、いくつかの県では資金の預託等による金融の円滑化のために特別な措置を講ずる必要があるかどうかについては、今後の関係業界における事態の推移をみて考慮したい。

三 製品在庫及び返品などを含む包装材料等の廃棄による損失、回収費用、回収運賃その他今回の措置による損失は、税制上特別の措置をとるまでもなく、廃棄をした時その他の費用が発生した時点で当然損金に計上することが認められる。

また、納税者がその事業につき著しい損失を受け、租税を一時に納付することができない場合等においては、二年以内の期間納税の猶予又は滞納処分に係る換価の猶予を受けることができる。

なお、現在中小企業者の営む事業の経営の合理化に資するために緊急に必要なものについては、その取得価額の三分の一の特別償却(中小企業用合理化機械の特別償却)が認められるが、チクロ禁止措置に伴つて更新される機械で上記要件を満たすものがあれば、特別償却が認められる場合もある。

四(イ) 関係業界が受けた損失額については、業界からのききとりによれば、チクロメーカー及び混合甘味剤メーカー関係では廃棄を要する商品及び設備が約十三億円、食品関係では本年二月末の時点で廃棄を要する商品、仕掛品等で約百億円と推定される。

(ロ) 今回のチクロについての措置は、チクロが人の健康を害うおそれのあることが明らかになったためにとられた措置であることにかんがみ、政府としては、この措置に伴う損失を補償する必要があるものと考えている。

(ハ) 異議申立てについては、且下審査中であるが、早急に結論を出すこととした。

五(イ) 昨年十一月にとられた措置は、アメリカの実験結果等に基づき緊急の措置として決定されたものである。

昭和四十五年三月二日 衆議院會議録第六号 朗読を省略した議長の報告 議案に関する報告書

しかし、その後この禁止措置に伴う社会的経済的影響は少なからぬものがあること、また、アメリカにおいて一部食品の猶予期間延長の措置がとられたこと等を考慮し、国民の健康保持に支障のない範囲内で猶予期間を延長することを検討した結果、清涼飲料水を除くかん詰等の一部食品について、サイクラミン酸塩を含む旨を標示させ消費者が選択できるようにして、九月末まで猶予期間を延長することとしたものである。

(四) チクロ含有食品等の処分については、原則として業者の自主的な判断に委ねることとしているが、処分の場所、方法等により公衆衛生上問題が生ずることのないよう今後とも指導を行なうこととした。

六(イ) 砂糖消費税は、砂糖の甘味料というし好品の性質に着目しつつ、国内甘味資源の保護育成の見地から、国内糖価政策との関連を考慮して課されているものである。したがって、チクロの製造使用禁止に関連して、一般の加工食品の原料砂糖を免税にすることは、適当でない。

なお、現在、甘味料として消費される砂糖で砂糖消費税を免税にしているのは、輸出用の菓子等の加工食品と練粉乳及び育児食の原料砂糖というきわめて例外的なものに限られており、この点従来とも変りはない。

(ロ) 砂糖の価格安定については、砂糖消費量の大半を輸入に依存しているため、国内糖価が国際糖価の変動の影響を受けて変動する状況に対処し、砂糖の価格安定等に関する法律(昭和四十年法律第九号)に基づき、価格帯を設定し、糖価安定事業団による売買を通して輸入粗糖の国内供給価格をこの価格帯の幅の中に安定させることとしている。

これらの措置により、砂糖の価格は、近年安定的に推移しており、今後とも前記法律の適正な運用により砂糖価格の安定を図つてまいりたい。

右答弁する。

昭和四十四年度一般会計補正予算(第一号)に関する報告書

一 本補正予算の要旨

本補正予算は、国家公務員の給与改善等の経費、国民健康保険助成費等義務的経費の追加、診療報酬の改定に伴う増加経費及び食糧管理特別会計(調整勘定)への繰入れ等のための補正措置を講ずるものであり、その財源として、既定経費の節減、予備費の減額を行なうとともに租税及印紙収入及び税外収入の増加をもつて充てることとしている。

本補正の結果、昭和四十四年度一般会計歳入歳出予算は次のとおりとなる。(単位未満四捨五入)

歳入		
当初	六、七三九、五七四百万円	
補正	一九一、二八〇百万円	
追加	二六四、八〇四百万円	
修正減少	七三、五二四百万円	
計	六、九三〇、八五四百万円	
歳出		
当初	六、七三九、五七四百万円	
補正	一九一、二八〇百万円	
追加	二四七、九七五百万円	
修正減少	五六、六九四百万円	
計	六、九三〇、八五四百万円	
計		
本補正予算の概略は次のとおりである。		
歳入		
1 租税及印紙収入	一九六、八六六百万円	
源泉徴収所得税、法人税、有価証券取引税及び関税等の増加見込額二三〇、三九〇百万円、酒税及び物品税等の減少見込額三三、五二四百万円である。		
2 専売納付金	九、八〇〇百万円	
3 政府資産整理収入	四、〇四一百万円	
4 雑収入	二〇、五七三百万円	
5 公債金	四〇、〇〇〇百万円	
公債発行予定額を減額したことに伴うものである。		
歳出		
1 給与改善費	五六、六九四百万円	
第六十二回国会で成立した給与関係五法に基づく国家公務員の給与改善等の財源に充てたるために必要な経費である。		

2 義務的経費等の追加

(1) 児童保護費

六三七百万円

(2) 国民健康保険助成費

一八、四三三百万円

(3) 国民年金国庫負担金

一、六五四百万円

(4) 農業共済再保険特別会計へ繰入

一、七〇四百万円

(5) 畜産振興事業団交付金

二、五三二百万円

四十三年度における加工原料乳についての生産者補給交付金の財源不足額を補てんするため、畜産振興事業団に資金を交付するために必要な経費である。

(6) 畜産振興事業団出資金

二、一〇〇百万円

四十三年度において畜産振興事業団の一般勘定に欠損金が生じたので、同事業団の自己資金を充実に、固定債務の解消を図つて、今後の業務の円滑な運営を確保するのに必要な経費である。

(7) 漁船再保険及漁業共済保険特別会計へ繰入

七六百万円

3 診療報酬の改定に伴う増加経費

五、九八三百万円

四十五年二月一日から実施された診療報酬の改定の結果必要となる経費で、その内訳は次のとおりである。

(1) 生活保護費

四四二百万円

(2) 児童保護費

一四四百万円

(3) 国民健康保険助成費

四、九七五百万円

(4) 精神衛生費

四五二百万円

4 食糧管理特別会計(調整勘定)へ繰入

五六、〇〇〇百万円

四十四年度の食糧管理特別会計食糧管理勘定の損失額が、当初予算額より増加するものと見込まれるので、一般会計から同特別会計調整勘定へ追加繰入れを行なうものである。

5 米生産調整特別対策事業費

二、〇〇〇百万円

四十五年度において米の生産調整対策を実施することと関連して、その円滑な遂行を期するため、都道府県等が四十四年度においてあらかじめ実施する米生産調整特別対策事業に対し助成するための経費である。

6 土地需要緊急調査費

一〇〇百万円

四十五年度において米の生産調整対策を実施することと関連して、農地の他用途への転用需要の内容につき緊急に具体的調査を行なうための経費である。

7 琉球政府への米穀売渡し経費

五七三百万円

琉球政府に対する本土産米の売渡し(九千玄米トン)に伴う損失を補てんするため、一般会計から食糧管理特別会計国内米管理勘定へ繰入れるものである。

8 地方交付税交付金

九九、四八四百万円

所得税、法人税の増収及び酒税の減収を歳入に計上したことに伴う地方交付税交付金の増加額並びに四十四年度の特例措置としての地方交付税交付金の減額を修正することに伴う地方交付税交付金の追加交付額の合計額である。

9 既定経費の節減

三八、二九四百万円

10 予備費の減額

一八、四〇〇百万円

二 本補正予算の可決理由

本補正予算は、当初予算作成後に生じた事由に基づき、特に緊要となつた経費につき補正措置を講じたものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

昭和四十五年三月二日

衆議院議長 船田 中殿

予算委員長 中野 四郎

昭和四十四年度特別会計補正予算(特第1号)に関する報告書

一 本補正予算の要旨

本補正予算は、国立学校特別会計等七特別会計について、それぞれ所要の補正措置を講ずるものである。

次に、本補正予算のうち、主な特別会計の概略は次のとおりである。(単位百万円未満四捨五入)

1 地方交付税及び譲与税配付金特別会計

今回の一般会計補正予算において、所得税、法人税の増収二二一、三一九百万円及び酒税の減収一九、一八〇百万円、差引増収一九二、一三九百万円を歳入に計上したことに伴う地方交付税交付金の増加額六一、四八四百万円並びに四十四年度の特別措置としての地方交付税交付金の減

昭和四十五年三月二日 衆議院會議録第六号 議案に関する報告書

額を修正することに伴う地方交付税交付金の追加交付額三八、〇〇〇百万円の合計額九九、四八四百万円を、一般会計からこの会計に受け入れ、これを財源として地方交付税交付金を増額するものである。

歳入(百万円)

補 正

当初一、五二、七二

追加 九、四八四

修正減少 〇

計 一、五二、一六六

歳出(百万円)

補 正

当初一、五二、七二

追加 九、四八四

修正減少 〇

計 一、五二、一六六

2 国立病院特別会計

(1) 病院勘定

歳入(百万円)

補 正

当初 五、四三

追加 一、七三

修正減少 〇

計 五、四三

歳出(百万円)

補 正

当初 五、四三

追加 一、八四

修正減少 二、三

計 五、〇四

(2) 療養所勘定

歳入(百万円)

補 正

当初 四、三六

追加 一、三六

修正減少 〇

計 四、三六

歳出(百万円)

補 正

当初 四、三六

追加 一、三六

修正減少 〇

計 四、三六

3 国民年金特別会計

(1) 福祉年金勘定

四十四年度に生ずる福祉年金給付費の不足を補うため、福祉年金給付費を修正するとともに、その財源として一般会計からの受入れを一、六五五百万円追加するものである。

歳入(百万円)

補 正

当初 六、七三

追加 一、五四

修正減少 〇

計 六、九四

歳出(百万円)

補 正

当初 六、七三

追加 一、五四

修正減少 〇

計 六、九四

4 食糧管理特別会計

(1) 国内米管理勘定

国内米買入数量及び国内米在庫数量の増加等により、食糧証券及び借入金の子子支払額等が予定より増加することに伴い、調整勘定へ繰り入れる経費等に不足を生ずるため、返還金等他勘定へ繰入等を修正するものである。

歳入(百万円)

補 正

当初 二、四三、三三

追加 七、五五

修正減少 〇

計 二、五〇、八八

歳出(百万円)

補 正

当初 二、四三、三三

追加 三、三五

修正減少 一、二八

計 二、四四、〇七

(2) 調整勘定

歳入について、一般会計からの繰入れ五六〇億円を受け入れるとともに、歳出について、国内米買入数量の増加等により、食糧証券及び借入金の子子等の支払財源に不足を生ずるため、国債整理基金特別会計へ繰入等を修正するものである。

歳入(百万円)

補 正

当初 三、〇三、五五

追加 八、六三

修正減少 九、二五

計 三、〇二、九三

歳出(百万円)

補 正

当初 三、〇三、五五

追加 三、五三

修正減少 六、一七

計 三、〇〇、九三

二 本補正予算の可決理由

本補正予算は、当初予算作成後に生じた事由に基づき、特に緊急に措置を要するものについて補正措置を講じたものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。

昭和四十五年三月二日

衆議院議長 船田 中殿

予算委員長 中野 四郎

衆議院会議録第四号中正誤

ペシ 段 行 誤 正
五 三 末九 ことを

五 三 二〇 みずから みずからは

衆議院会議録第五号中正誤

ペシ 段 行 誤 正
六 三 一 七 前回 前会

六 三 三 末七 ような ように

六 三 三 末四 昨年来 昨日来
六 四 一 予備委員 予備員

昭和四十五年三月二日 衆議院會議録第六号

一一八

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

三
価 一 部 四 十 円
(配達料共)

發行所
東京都港区赤坂葵町二番地 郵便番号一〇七
大 蔵 省 印 刷
電話 東京 五八二 四四二(矢代)